

# 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

## 高砂市子ども食堂助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、地域において子どもの居場所づくりを提供する子ども食堂を運営する団体に対し運営に要する費用の一部を助成することについて、必用な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいう。
- (2) 子ども食堂 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的として、子ども及び当該子どもを同伴する保護者等に対して食事の提供等を行う施設又は拠点をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域住民を主体に構成された任意団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有すること。
- (3) 1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (4) 食品衛生法をはじめとする諸法令等を遵守して、所要の衛生管理を行うこと。
- (5) 営利又は宗教的活動若しくは政治的活動を目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (7) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(助成対象事業等)

第4条 助成対象事業は、子ども食堂の運営であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 子どもに低額又は無料で栄養に配慮した食事を提供すること。
- (2) 食事提供の他、学びや遊び等子どもが安心して過ごせる環境の確保に配慮すること。
- (3) 一運営日当たり10食以上提供できるよう努めること。
- (4) 年間を通じて計画的に運営するとともに、月1回以上実施すること。ただし、荒天その他の子どもの安全を確保するためやむを得ない事情により子ども食堂の開催ができなかった場合は、この限りでない。
- (5) 親子料理教室の開催や子どもと一緒に調理を行う等、食育の観点に立った食事を提供すること。
- (6) 実施団体関係者等特定の者のみの参加とならないよう、広報活動等を行い、子どもが幅広く参加できるようにすること。
- (7) 参加者及び事業従事者の事故防止と損害保険に加入する等の安全確保に努めること。

(助成対象経費及び助成額)

第5条 助成の対象となる運営経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定める子ども食堂

の運営に直接係る経費とする。

2 助成額は食事を提供する事業に要する経費とし、年間上限6万円とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の各号の書類により理事長に提出するものとする。

(1) 助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 団体概要書(様式第2号)

(3) 事業計画書(様式第3号)

(4) 収支予算書(様式第4号)

(助成金交付決定)

第7条 理事長は、前条の書類を受理した場合は、助成金交付の可否を審査決定し、当該申請団体に対し、助成金決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金交付方法)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成金請求書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

2 助成金は、助成金請求書を受理した日から30日以内に概算払いで交付するものとし、事業期間終了後、第7条の規定による実績報告に基づき精算するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体は、交付の対象となった事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 助成金実績報告書(様式第7号)

(2) 事業報告書(様式第8号)

(3) 収支決算書(様式第9号)

(交付決定の取消し)

第10条 理事長は、助成金を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。

(2) 助成金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(3) 年間の事業費が助成額を超えないとき。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	費 目	経費内容
助成対象経費	食材費	食材、調味料等購入代
	消耗品費	調理器具、台所用品、事務用品等購入代で単価1万円未満のもの
	備品費	消耗品に属さない備品購入代
	光熱水費	電気、水道、ガス代
	賃借費	会場使用料、器具等のレンタル代
	保険料	行事保険、ボランティア保険等の損害保険代
	通信運搬費	電話代、郵送代
	広報費	広報用チラシ作成代
	手数料	食品衛生に関する講習会等の受講費
	報償費	学習支援スタッフへの交通費、謝礼
	その他	こども食堂の運営に直接必要な経費として、理事長が必要と認めたもの

（※）団体の構成員に係る人件費は助成対象経費となりません。